

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 3. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程（平成13年7月26日制定）」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程（平成25年4月1日施行）」を制定。

## 4. 法人で採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に加入し、職員の所要額を計上している。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
公益事業であるおでんせ居宅介護支援事業所・おでんせ介護支援センター及びケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護事業は、社会福祉法事業と一体的に実施されるものであるため、土淵拠点に含むものである。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 本宮拠点（社会福祉事業）
  - 「特別養護老人ホームおでんせ本宮」
  - 「指定短期入所生活介護事業所」
- イ 土淵拠点（社会福祉事業）
  - 「ケアハウスおでんせ」
  - 「デイサービスおでんせ」
  - 「おでんせヘルパーステーション」
  - 「おでんせ居宅介護事業所・おでんせ介護支援センター」
  - 「特定施設入居者生活介護事業」
- ウ 牧野林拠点（社会福祉事業）
  - 「牧の林すずの音保育園」
  - 「牧の林すずの音保育園 地域子育て支援センター」
  - 「こっちゃん学童保育クラブ館」
- エ 北川拠点（社会福祉事業）
  - 「北川保育園」
- オ 前潟拠点（社会福祉事業）
  - 「前潟保育園」
  - 「前潟保育園 地域子育て支援センター」
- カ 徳田拠点（社会福祉事業）
  - 「徳田保育園」
- キ 法人本部（社会福祉事業）
  - 「法人本部」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	201,926,142			201,926,142
(基)建物	1,083,336,225		92,780,196	990,556,029
(基)基本財産特定預金	1,000,500			1,000,500
合計	1,286,262,867	0	92,780,196	1,193,482,671

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金47,837,391円を取り崩した。

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 3,065.42㎡ (土淵拠点施設用地)	45,981,000 円
土地 4,839.65㎡ (牧野林拠点施設用地)	48,494,000 円
建物 3,570.71㎡ (土淵拠点施設)	572,993,000 円
建物 1,093.44㎡ (牧野林拠点施設)	153,572,000 円
計	821,040,000 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	88,200,914 円
計	88,200,914 円

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	201,926,142		201,926,142
(基)建物	2,422,547,162	1,431,991,133	990,556,029
建物	33,277,725	9,277,550	24,000,175
構築物	155,927,106	91,410,861	64,516,245
車両運搬具	8,200,593	8,200,590	3
器具及び備品	202,834,921	175,993,185	26,841,736
権利	2,322,495	1,910,768	411,727
ソフトウェア	15,387,984	15,286,971	101,013
合計	3,042,424,128	1,734,071,058	1,308,353,070

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	123,609,218		123,609,218
合 計	123,609,218	0	123,609,218

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(本宮拠点拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程（平成13年7月26日制定）」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程（平成25年4月1日施行）」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に参加し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 本宮拠点財務諸表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
  - ア 特別養護老人ホームおでんせ本宮
  - イ 指定短期入所生活介護事業所
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
  - ア 特別養護老人ホームおでんせ本宮
  - イ 指定短期入所生活介護事業所

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	99,593,402			99,593,402
(基)建物	379,573,095		32,695,503	346,877,592
合計	479,166,497	0	32,695,503	446,470,994

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金11,671,040円を取り崩した。

## 7. 担保に供している資産

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	26,914,000 円
計	26,914,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	99,593,402		99,593,402
(基)建物	813,983,038	467,105,446	346,877,592
建物	2,510,550	947,140	1,563,410
構築物	30,791,150	11,914,056	18,877,094
車輛運搬具	5,474,353	5,474,351	2
器具及び備品	77,002,487	65,027,164	11,975,323
権利	813,330	584,136	229,194
ソフトウェア	11,397,652	11,397,652	
合 計	1,041,565,962	562,449,945	479,116,017

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	63,208,721		63,208,721
合 計	63,208,721	0	63,208,721

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

# 計算書類に対する注記(土淵拠点拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程(平成13年7月26日制定)」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程(平成25年4月1日施行)」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第26条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に参加し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 土淵拠点財務諸表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
  - ア ケアハウスおでんせ
  - イ デイサービスおでんせ
  - ウ おでんせヘルパーステーション
  - エ おでんせ居宅介護事業所・おでんせ介護支援センター
  - オ 特定施設入居者生活介護事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
  - ア ケアハウスおでんせ
  - イ デイサービスおでんせ
  - ウ おでんせヘルパーステーション
  - エ おでんせ居宅介護事業所・おでんせ介護支援センター
  - オ 特定施設入居者生活介護事業

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)建物	343,736,190		28,602,798	315,133,392
合計	343,736,190	0	28,602,798	315,133,392

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金13,042,715円を取り崩した。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	3,065.42㎡（土淵拠点施設用地）	45,981,000 円
建物	3,570.71㎡（土淵拠点施設）	572,993,000 円
	計	618,974,000 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（一年以内返済予定額を含む）	51,652,000 円	
	計	51,652,000 円

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 （貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	946,446,961	631,313,569	315,133,392
建物	17,255,714	4,619,230	12,636,484
構築物	11,424,895	11,422,890	2,005
車輛運搬具	2,726,240	2,726,239	1
器具及び備品	43,132,103	39,699,450	3,432,653
ソフトウェア	1,219,255	1,219,255	
合計	1,022,205,168	691,000,633	331,204,535

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 （貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	35,028,544		35,028,544
合計	35,028,544	0	35,028,544

## 10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(牧野林拠点拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券を保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程(平成13年7月26日制定)」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程(平成25年4月1日施行)」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に参加し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 牧野林拠点財務諸表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
  - ア 牧の林すずの音保育園
  - イ 牧の林すずの音保育園 地域子育て支援センター
  - ウ こっちゃん学童保育クラブ館
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
  - ア 牧の林すずの音保育園
  - イ 牧の林すずの音保育園 地域子育て支援センター
  - ウ こっちゃん学童保育クラブ館

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	48,494,904			48,494,904
(基)建物	80,274,730		10,513,536	69,761,194
合計	128,769,634	0	10,513,536	118,256,098

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金6,495,238円を取り崩した。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	4,839.65㎡(牧野林拠点施設用地)	48,494,000円
建物	1,093.44㎡(牧野林拠点施設)	153,572,000円
	計	202,066,000円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	9,634,914円	
	計	9,634,914円



8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	48,494,904		48,494,904
(基)建物	214,024,844	144,263,650	69,761,194
建物	3,655,867	1,763,182	1,892,685
構築物	55,666,390	35,699,070	19,967,320
器具及び備品	28,555,019	26,044,880	2,510,139
権利	612,675	559,032	53,643
ソフトウェア	1,578,288	1,578,288	
合 計	352,587,987	209,908,102	142,679,885

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,390,560		6,390,560
合 計	6,390,560	0	6,390,560

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(北川拠点拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程（平成13年7月26日制定）」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程（平成25年4月1日施行）」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に加入し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 北川拠点財務諸表  
第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)  
ア 北川保育園
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)  
ア 北川保育園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)建物	56,663,359		5,115,270	51,548,089
合計	56,663,359	0	5,115,270	51,548,089

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金3,643,509円を取り崩した。

## 7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	103,200,000	51,651,911	51,548,089
建物	185,500	185,499	1
構築物	13,155,600	4,337,767	8,817,833
器具及び備品	13,236,006	11,086,519	2,149,487
ソフトウェア	308,813	308,813	
合 計	130,085,919	67,570,509	62,515,410

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,683,084		3,683,084
合 計	3,683,084	0	3,683,084

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(前潟拠点拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年から「社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程(平成13年7月26日制定)」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程(平成25年4月1日施行)」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に参加し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 前潟拠点財務諸表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
  - ア 前潟保育園
  - イ 前潟保育園 地域子育て支援センター
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
  - ア 前潟保育園
  - イ 前潟保育園 地域子育て支援センター

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	7,856,536			7,856,536
(基)建物	83,982,498		5,102,235	78,880,263
合計	91,839,034	0	5,102,235	86,736,799

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金3,702,005円を取り崩した。

## 7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	7,856,536		7,856,536
(基)建物	144,321,069	65,440,806	78,880,263
建物	585,100	218,965	366,135
構築物	21,744,131	15,128,990	6,615,141
器具及び備品	19,060,677	16,309,725	2,750,952
権利	639,450	523,071	116,379
ソフトウェア	535,461	535,461	
合 計	194,742,424	98,157,018	96,585,406

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,971,590		4,971,590
合 計	4,971,590	0	4,971,590

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(徳田拠点拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規程(平成13年7月26日制定)」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程(平成25年4月1日施行)」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に加入し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 徳田拠点財務諸表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)  
ア 徳田保育園
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)  
ア 徳田保育園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)建物	139,106,353		10,750,854	128,355,499
合 計	139,106,353	0	10,750,854	128,355,499

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金9,282,884円を取り崩した。

## 7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	200,571,250	72,215,751	128,355,499
建物	1,560,310	1,053,209	507,101
構築物	23,144,940	12,908,088	10,236,852
器具及び備品	16,833,947	15,426,410	1,407,537
ソフトウェア	219,563	219,563	
合 計	242,330,010	101,823,021	140,506,989

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	7,894,098		7,894,098
合 計	7,894,098	0	7,894,098

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
当法人では、有価証券は保有しないこととしているため、定めていない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
徴収不能引当金－毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

平成25年度から「社会福祉法人土会計基準（平成23年7月27日制定）」に移行するため、「社会福祉法人土淵朗親会 経理規定（平成13年7月26日制定）」を廃止し、「社会福祉法人土淵朗親会経理規程（平成25年4月1日施行）」を制定。

## 3. 採用する退職給付制度

就業規則第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構若しくは民間生命保険会社に加入し、職員の所要額を計上している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部財務諸表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)  
ア 法人本部
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)  
ア 法人本部

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	45,981,300			45,981,300
(基)基本財産特定預金	1,000,500			1,000,500
合計	46,981,800	0	0	46,981,800

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし



8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	45,981,300		45,981,300
建物	7,524,684	490,325	7,034,359
器具及び備品	5,014,682	2,399,037	2,615,645
権利	257,040	244,529	12,511
ソフトウェア	128,952	27,939	101,013
合 計	58,906,658	3,161,830	55,744,828

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,432,621		2,432,621
合 計	2,432,621	0	2,432,621

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし